総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 小川 克己

1 日 時

令和6年3月21日(木) 午後1時00分から 午後4時08分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

小川克己、木付親次、首藤健二郎、阿部英仁、守永信幸、玉田輝義、吉村哲彦

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 山田雅文、会計管理者兼会計管理局長 渡辺栃彦、 議会事務局長 森優子、人事委員会事務局長 塩月裕士、監査委員事務局長 河野圭史 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第15号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案及び第22号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第36号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに 全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情10について質疑を行った。
- (4) 本県の人口の現状と将来推計について、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期 計画について及び新たな大分県行財政改革計画案の骨子についてなど、執行部から報告を 受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主幹(総括) 秋本昇二郎 政策調査課政策法務班 主事 岩尾晴花

総務企画委員会次第

日時:令和6年3月21日(木)13:00~

場所:第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13:00~14:20

- (1) 付託案件の審査
 - 第 1号議案 令和6年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
- (2) 付託外案件の審査
 - 陳 情 10 大分空港コンセッションに反対し完全民営化を求める陳情
- (3) 諸般の報告
 - ①本県の人口の現状と将来推計について
 - ②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期計画について
 - ③ツール・ド・九州について
- (4) その他

3 各局関係 14:20~15:00

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和6年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 22号議案 大分県用品調達特別会計条例の廃止について

(2) その他

4 総務部関係

15:00~16:20

(1) 含い議案件の審査

第 36号議案 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の 整備について(付託:商工観光労働企業委員会)

(2) 付託案件の審査

第 1 号議案 令和6年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 2号議案 令和6年度大分県公債管理特別会計予算

第 15号議案 包括外部監査契約の締結について

第 21号議案 大分県住民基本台帳法施行条例等の一部改正について

第 17号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に基づく個人番号の利用等に関する条例等の一部改正について

第 18号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について (福祉保健生活環境委員会及び商工観光労働企業委員会へ合い議)

第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、土木建築委員 会及び文教警察委員会へ合い議)

第 20号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について (福祉保健生活環境委員会へ合い議)

- (3) 諸般の報告
 - ①新たな大分県行財政改革計画案の骨子について (報第4号)
 - ②大分県税条例等の一部を改正する条例案について
- (4) その他

5 協議事項 16:20~16:30

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

小川委員長 ただいまから、総務企画委員会を 開きます。本日は審査の都合上、予算特別委員 会の分科会もあわせて行うので御了承願います。

また、本日は委員外議員として麻生議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

それでは、本日審査いただく案件は今回付託 を受けた議案9件及び商工観光労働企業委員会 から合い議のあった議案1件並びに議長より回 付のあった陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより 企画振興部関係の審査を行います。

まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計 予算のうち、企画振興部関係部分について執行 部の説明を求めます。

山田企画振興部長 それでは、第1号議案令和 6年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部 関係の主な事業について説明します。

先日の予算特別委員会において、私から時間 の都合上、八つの事業に絞って説明しましたが、 本日の委員会では、その他の主要事業である1 1事業について担当課長から説明しますので、 よろしくお願いします。

小野政策企画課長 政策企画課関係について説明します。資料の2ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目にあるマル特、地域 連携プラットフォーム機能強化事業費1,80 1万6千円です。この事業は、産学官によるお おいた地域連携プラットフォームを通じ、地域 の課題解決に資する活動を支援するものです。

一つ目と二つ目の二重マルについては、大学等の研究開発機能等を活用して取り組む課題解決活動や企業との連携の契機となる試行的な調査などを助成するものであり、三つ目の二重マルでは、学生の県内定着を促進するため大学等が行うフィールドワークへの助成を拡大します。

四つ目の二重マルは、大学等の敷居が高く感

じるとの企業の声が根強いことを踏まえ、相互 のコミュニケーションを活性化するため、チャットツールの導入を支援するものです。

工藤おおいた創生推進課長 おおいた創生推進 課関係の二つの事業について説明します。次の 3ページをお願いします。

スキルアップ移住推進事業費 4, 199万7 千円です。この事業は、人材不足が深刻な I T 分野及び医療・福祉分野への転職を考える移住 希望者に、技術習得から移住、就職、定住まで 一貫して支援を行うことにより、県外からの移 住促進を図るものです。まず I T分野では、プログラミングスキル等を習得するエンジニアコースに加え、来年度は新たに近年企業での人材の需要が高まっているWebを利用した市場調査や広告等を学ぶWebマーケティングコースを設けることとしています。

また医療・福祉分野では、資格のない初心者 向けに、看護職養成施設にかかる入校費用や介 護職員初任者研修の受講料、保育士の資格取得 のオンライン講座の受講等の支援を行います。 両分野の受講修了者はもとより有資格者に対し ても、県内企業とのマッチングや移住支援制度 の紹介など、県内就職に向けた伴走型支援によ り移住の促進を図ります。県外からの移住者数 は好調に推移していますが、今後もこの流れを 維持すべく市町村とも緊密に連携しながら、し っかりと取り組んでいきます。

次の4ページをお願いします。

おおいたふるさと納税推進事業費7,309 万3千円です。この事業は、ふるさと納税を広く全国から募るため、魅力ある返礼品の充実や情報発信などを行うものです。具体的には、民間事業者が提供する、ふるさと納税申込みサービスの活用や大分県ならではの返礼品の拡充などを行うこととしています。

また、いただいた寄附金は一旦ふるさとおおいた応援基金に積立てを行います。来年度は、 ふるさと納税5千万円を目標としており、こど も子育て支援として4,700万円余りを予算 計上しています。このほか、生活環境部の予算 において、NPO支援として300万円の基金 積立が計上されています。

さらに、平成31年に認定した県内の芸術文化分野の中小企業に就職した若者3名に対して、奨学金の返還を支援します。なお、この奨学金の返還支援については利用実績等を考慮し、令和2年度をもって新たな認定は行っていません。 **荻国際政策課長** 続いて、国際政策課関係について説明します。5ページをお開きください。

外国人受入環境整備事業費3,463万8千円です。この事業は、多文化共生社会を推進し外国人材から選ばれる大分県を実現するため、外国人が日常生活や社会生活を円滑に営み、安全に安心して暮らすことのできる受入環境を整備するものです。

具体的には、県内在住の外国人や外国人に関わる者からの相談に多言語で対応する外国人総合相談センターの運営や地域住民とのコミュニケーション支援、災害時における支援体制の整備、国際交流団体のネットワーク化等を行います。令和6年度は、これまでの施策に加えより専門的な日本語指導スキルを持つ、上級日本語教室ボランティアの育成のための研修を行うほか、新規開設を希望する市町村における初級日本語教室地域モデルの開催、さらに基礎レベルの日常会話を学習するオンライン日本語講座の開催等を通じて、外国人に対する日本語教育体制の充実を図っていきます。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 続いて、芸術 文化スポーツ振興課関係について説明します。 次の6ページをお開きください。

芸術文化創造発信事業費1億194万円です。 この事業は、県内の芸術文化の振興を図るため 県民芸術文化祭や高山辰雄ジュニア美術展、文 化キャラバン等の開催を支援するものです。ま た、5月にリニューアルオープンする県立総合 文化センターの素晴らしさをより多くの県民に 体感してもらうため、芸術文化スポーツ振興財 団が主催するウィーン少年合唱団などの公演に 対して、500組1千名の親子を無料招待する こととしています。

次の7ページをお開きください。

スポーツによる地域の元気づくり事業費3,612万7千円です。この事業は、スポーツを通じた地域活性化を推進するため、県内で活動するプロスポーツチーム等を活用しながら、県民がスポーツに親しむ機会を創出するものです。

具体的には、プロスポーツチームによる小学校や総合型地域スポーツクラブ等への訪問交流のほか、ホームゲームでの親子観戦招待などに取り組んでいきます。

柴北広報広聴課長 続いて、広報広聴課関係の 主なものについて説明します。次の8ページを お開きください。

おおいたブランド戦略強化事業費1億241 万8千円です。これは、おんせん県おおいたの さらなるブランド力向上を図るため、温泉をは じめとする本県の多彩なトピックスをターゲッ トに応じた様々な媒体で国内外にPRするもの です。

具体的な取組として、本県の認知度が余り高くない首都圏等の若い女性をターゲットにしたWebメディアedit Oita(エディットおおいた)では、見る人の興味を引き寄せるインスタグラムのリール動画活用などにより、情報発信力を強化します。

また、テレビ局や出版社などのメディアに精通したPR会社と連携して行うパブリシティ活動でも、PR会社の機動性や効率性を高め、本県の魅力発信の好機を逃さぬメディアコンタクトなどに努めることで、本県のさらなる認知度向上、誘客促進を目指していきます。

さらに、デジタル化による社会構造の変化に 対応するため、引き続きWebサイト上でのデ ジタル広告による情報発信とともに、職員向け 研修による広報スキル向上や外部専門人材アド バイザーと連携したデジタルマーケティングに 取り組み、必要な人に必要な情報が伝わる広報 を展開していきます。

宮澤統計調査課長 続いて、統計調査課関係の 主なものについて説明します。次の9ページを お開きください。 委託統計費1億9,582万8千円です。これは、総務省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費であり、財源は全額国庫支出金です。令和6年度の調査として、毎年継続して実施している労働力調査などの経常調査に加え、5年に1回行われる周期調査として、二つの調査を実施します。

一つは、総務省所管の全国家計構造調査です。 これは家計における消費、所得、資産及び負債 の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布状況、 また消費の水準、構造等を明らかにするための 調査です。もう一つの調査が、農林水産省所管 の2025年農林業センサスです。これは農林 業、農山村の基本構造とその変化を把握し、農 林業施策の基礎資料を得るための調査です。

次の10ページをお開きください。

県単統計費169万2千円です。これは、本 県の経済の現状を把握するための県民経済計算 や景気動向指数など、県独自で行う調査や分析 などに要する経費です。

藤川交通政策課長 続いて、交通政策課関係の 主なものについて説明します。次の11ページ をお開きください。

国際航空路線誘致・拡充促進事業費1億1, 584万6千円です。本事業は大分空港におけ る国際線の安定的な運航を実現させるため、定 期路線について運航支援及び利用促進対策を行 い、加えて新規路線の誘致に取り組むものです。

昨年6月22日に就航した韓国のチェジュ航空によるソウル線が、来年度内にはデイリー運航となるとの想定で、着陸料や空港ビルの使用料、国内外でのPR費用について支援を行う予定としています。また、次の国際定期路線として台湾等の路線誘致を行い、大分空港の路線充実に向け取り組んでいきます。

次の12ページをお願いします。

乗合バス利用効果実証事業費7,632万1 千円です。本事業は乗合バスの需要を喚起する ことで利用者の増加を図り、自家用車からの乗 換えによる環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和な ど多面的な効果を検証するため、県内の路線バ スを対象とした運賃無料の実証運行を行うものです。

実施方法は、平日と休日の各2日ずつの計4日間、県内バス事業者9社の路線バスを終日無料とするもので、あわせて利用者へアンケート調査等を実施し、分析した結果をバスの利用促進に向けた取組に活用していきます。なお、実施時期は事業者と協議した上で決めることとなりますが、翌年度以降の事業にいかすため上半期に実施したいと考えています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の方から質疑などはありませんか。

玉田委員 私からは、交通政策の関係で2点ほど。今の説明の中にはありませんでしたが、予算特別委員会の説明や議論等の中から2点です。

一つは、予算概要書62ページの東九州新幹線等広域交通推進事業費についてです。事前に一つ確認したいのは、今議論の俎上(そじょう)に上がっている東九州新幹線の調査の基礎的なものとなっているのは、2016年3月に出された調査結果がベースになって、今議論されているのだと我々は考えていのか。そういう前提で話をするので、もし違っていたら後でまた指摘してください。

今、整備計画への格上げでいろいろ議論されていますが、必要最低限どういったデータをそろえていく必要があるのか、県として今分かる段階で教えていただきたい。

というのは、自民党の阿部英仁議員の代表質問や我が会派、木田昇議員の代表質問の中でも上がっていましたが、知事や皆さんも県民に丁寧な説明をしながらとおっしゃっていましたが、具体的には例えば大分県の財政の問題とか、在来線の問題とか、在来線の問題とか、在来線の沿線自治体の影響とか、県下全自治体への影響や負担金の問題とか、そういうところまで踏み込んだものが必要なのかどうか、今の考えをお聞かせ願いたいのが一つ。

それとこの事業費の中だと、これまで議論してきた東九州新幹線に加えて、四国新幹線の話も出てきているので、さきほど申した2016

年3月の調査結果は、東九州新幹線1本の調査 結果なので、このB/Cが四国新幹線を加える ことで変わってくるのではないかということも あるし、その辺の整合性をどう考えているのか が2点目です。

それと最後に、この東九州新幹線で2016年の調査結果を読むと、この時点で資材や人件費のアップについては、今後の建設費に再考が必要だという記述もあり、それについてはどうかということです。最終的に2016年の調査結果は、これはこれとして議論の俎上の一つとして取り上げる意義があると思いますが、こういうふうに四国新幹線だとか、B/Cの状況だとか、様々変わってくるところがあるとすれば、また少し再調査が必要ではないかなと。これだけをベースにして県民の皆さんに丁寧な説明と言っても、少し限界があるのではないかと思うので、その辺の考えを教えていただきたい。

二つ目は、予算概要書64ページの地方バス 路線維持対策費の中で、私が気になっているの は、今年度途中で行われる紙幣の変更です。両 替機とかを全部変えなければならないと思いま すが、今使っている路線バスの両替機に対する 影響をバス会社自体はどう考えているのか。そ れを入れ替える体力があるのかどうかです。そ ういった動きが、どうなっているかということ。 以上、大きく2点を教えてください。

藤川交通政策課長 1点目の整備計画路線に格上げするための条件ですが、まず整備計画路線ということで5路線整備中であり、これについては昭和47年に基本計画ができて、その翌年48年に整備計画路線に格上げされています。そのときに、どういったことが行われて整備計画路線に上がったかが正直よく分からなくて、基本、大きくは政治の力とかが働いたのではないかと思います。その後、昭和48年に東九州新幹線を含む基本計画路線が告示されて、その中から今、唯一整備計画路線に上がっているのがリニア中央新幹線です。これは平成23年に整備計画路線に上がっていますが、これもやはりJR東海がやりたいとして上がっているので、なかなかこれは参考になりません。整備計画路

線に上がった後、工事に着工するための要件と いうのが実は、国というか整備新幹線の問題検 討会議の中で、着工にあたっての基本的な条件 が大きく五つ示されていて、それをお話しする と、一つ目は安定的な財源見通しの確保、二つ 目は収支採算性、三つ目は投資効果、四つ目は 営業主体としてのJRの同意、五つ目に並行在 来線の経営分離についての沿線自治体の同意と あって、その前段階で整備計画路線への格上げ となるので、この五つ全てを満たす必要はない のかもしれませんが、最終的に工事に着工しよ うと思ったら、今の条件を満たすよう求められ ることになります。ですので、最後に申した並 行在来線の話もあって、我々は今地域別説明会 等を行っていますが、そういったものも含めて 説明している状況です。

もう1点付け加えると、毎年九州各県が一緒になってJRにいろんな要望をしています。駅のバリアフリー化とか、ICTの機器の導入とか、そういった数多くの要望をしている中で、東九州新幹線の整備計画路線の格上げに向けた協力という要望も行っています。去年までは、将来的な課題ですねといった大体2行ほどのつれない回答しかなかったのですが、今年度の要望に関しては、いろいろと少し前向きな踏み込んだ回答をいただいています。

ちょっと御紹介すると、基本的には整備計画 路線の格上げは、国により検討されるものであ るという前提ながらも、JRとしても東九州新 幹線については、東九州地域のみならず九州地 域の一体的な浮揚にとっても重要なプロジェク トであるという認識です。鹿児島ルートも開業 して沿線にも整備効果が浸透しており、開業か ら10年以上が経過していますが、改めてその 重要性を実感しているとの認識が述べられてい ます。その上で他路線――東九州新幹線のこと ですけど、他路線における運動も活発化してい ると聞き及んでおり、東九州新幹線についても 地元での機運を盛り上げていただくことが重要 だと認識しているとのことで、さきほどの着工 にあたっての条件は、当然機運が盛り上がって いることが前提です。五つの条件を満たすこと

が着工の基本的な条件となっているので、やは りその前に機運醸成をしっかりやっていくこと が、一つの大きな課題かなと捉えています。

そして二つ目は、四国新幹線の開通が東九州 新幹線のB/Cにどう影響を与えるかについて です。B/Cは今回のルート調査でも約8か月 かけて行ったので、正直どう変化するかは分か りにくいところがありますが、やはり便益が上 がる要素は非常に利用者数に影響されるので、 例えば四国新幹線が開業することによって上が る要素があるとすると、四国などから福岡に行 く人が山陽新幹線に代わって東九州新幹線を使 うと、東九州新幹線の利用が増えるので上がる 要素は加わりますが、反対に下がる要素として も大分とか宮崎の人が大阪に移動するときに、 東九州新幹線ではなくて四国新幹線を使うとな ると、東九州新幹線の利用者が減る。そういっ たことで、正直今の段階でB/Cがどうなるの かは、なかなか申し上げにくいかなと思います。

そして資材費のアップでの再調査ですが、確かに平成27年に調査してから、かなり時間も経っているし、近年の物価高や資材費の高騰は非常に大きなものがある。平成27年の調査は4県1市の期成会として調査をしているので、他県の意向も聞いてみないと何とも言えないのですが、もしかしたら必要に応じて再調査することになるかもしれません。

最後に大きく2点目の新紙幣の影響ですが、確かに委員御指摘のとおり、新紙幣が導入されると、今のままだったら両替機が使えなくなる事態が生じるのかなと。ただ、両替機のコストが1台80万円から90万円、入れ替えるのにかかると聞いています。比較的体力のある大分バスなどは、それなりに入替えをされていますが、それでもまだまだ、全体の車両から比べると数割程度の入替えしかできていなくて、残りの分については正直未定だと。他のバス会社もなかなか具体的な対応方針がないような感じで、バス会社によっては運転士に旧紙幣を持たせて、新紙幣と旧紙幣を交換し、その旧紙幣で両替機に通してもらうとか、そういうことも考えないといけないのかなとか、あるいは事前にかなり

告知をして、なるべく紙幣の両替がいらない状態で乗ってくださいというアナウンスをすることぐらいしか、今のところ解決策が見出せていない状況ですが、新紙幣がどれぐらいのスピードで浸透していくかにもよるのでしょうが、様子を見守るしかない状況です。

玉田委員 ありがとうございます。

まず紙幣の関係については、交通系のICカードを使えない地域、特に周辺部が影響を受けることが大きいと思うので、これについては注意深くお互いに見ていって、何か方法があれば考えなければいけないと思います。

それから東九州新幹線の事業についてですが、 今回はこの事業で機運醸成になるのでしょうけ ど、もう少し具体的にどうなるかが提示されて こないと、議論にならないのではないかなと。 お互いに空中戦で話すだけで、それはそれで話 ができることはいいのですが、東九州新幹線が できるまで――僕らの世代のときには多分でき ないだろうけど、でもここが今一番議論してい くときのスタートだとすれば、今の段階で考え られることをきちんと議論しておくことが必要 だと思うので、代表質問や一般質問、それから 特別委員会で出た議論、細かい議論も出ました が、ここでそれを言い出したら時間がないので 言いませんが、ただそういう意味では出された 問題点の一つ一つを潰しながら、今の段階で説 明できることをきちっと出していって、お互い にやっておく必要があると思います。

あわせて2016年の調査結果については、 期成会で出しているので他県との関係もありますが、さきほど言ったように、いろいろ詰めていく中では、やはり基礎となる数字がどうしても必要となるので、そういう意味では再調査も含めて、期成会の中で話していく必要があるのではないかなと思います。

藤川交通政策課長 もう、おっしゃるとおりです。我々も得られた情報は適宜、議会に説明していきたいと思いますし、再調査についても時間が経っているので、さきほどの繰り返しになりますが期成会の中で話をして、どういったことができるかは、検討していきたいと思います。

(「よろしくお願いします」と言う者あり) **首藤委員** 私から2点お尋ねします。

まず外国人の受入れの件です。現状というか、 これは将来的にもですが、外国人材が一体どの ぐらい今足りなくて、今後大分県としてどのぐ らいの規模で外国人に来ていただくことを想定 しているのか。もし想定しているならば伺いた いのと、外国人に選ばれるようにするためには 特に技能実習生でこちらに来た方々も今は情報 が取りやすくなっているので、結局のところ賃 金の関係で、一旦地方の都市に行っても中央に 集まってしまうとか、そういう現状もあると思 うので、選ばれるためにはそういった賃金の問 題です。あともう一つが、やはり受入れ側の機 運醸成で、受け入れる我々の体制です。やはり 受け入れる方が外国人とどうやって暮らしてい くのか、その機運まで醸成していかないと、な かなか選んでもらえないのかなと思います。さ きほど人数の話もしましたが、今年さいたま市 で、クルド人の方が千人規模で新年のお祭りを 公園でやって住民の方々と、ちょっとトラブル となった事件もありましたし、やはり増えれば 増えるほど、生活習慣やいろいろな違いもある ので、そういう受入れ側の体制というか、それ も重要ではないかと思っています。

それと、都市部は割と交通手段はいいと思いますが、大分県の中でも特に郡市に行くと、外国人に来ていただいても交通手段がなくて、どうしても事業者側の負担というか、送迎の面でちょっと御苦労されているところもあるので、その辺で案があれば聞かせてください。

もう一点は、ふるさと納税です。前回の委員会や私の一般質問でも取り上げましたが、単なる物の競争というか、物で勝負するのが今多いと思いますが、大分県は物ではなく体験型の商品を考えてみてはどうかと提案しました。物以外のそういった案、あるいはほかに何か考えがあれば、聞かせてください。

荻国際政策課長 初めに国際政策、外国人材に ついてお答えします。

一つ目が、外国人材がどの程度足りないかと いうことで、恐らく外国人労働者はどのぐらい 需給見込みがあるかについてだと思いますが、 こちらは正に今、雇用労働政策課が来年度から 体制を強化して、新たに産業人材政策課ができ ますが、そちらの方で今試算をしているところ であり、恐らく長期総合計画の指標としてお示 しできるかと思っています。もう少しお待ちい ただければと思います。

それから2点目の受入れ側の体制についてです。これも雇用労働政策課が事務局となって、外国人材受入れ・共生のための対応策協議会を市町村や監理団体、労働局など各種団体と一緒に構成しているので、そこでしっかり議論しています。御指摘の点も踏まえて、今後とも協議会の中で議論を深めていきたいと思います。

工藤おおいた創生推進課長 私から、ふるさと 納税についてお答えします。

委員がおっしゃるように、体験型というのは 非常に大事な取組だと思っていて、昨年12月 に旅行クーポンを取り扱うようにして、それで 県内に来ていただいて、県内を周遊することで いろんな大分のファンになってもらうと。それ から2月には、別府アルゲリッチ音楽祭の座席 を返礼品に入れて、やはり大分でしか体験でき ないコンサートということで、共に大変好評で あり、県のふるさと納税は今順調に伸びてきて います。(「結構です」と言う者あり)

吉村委員 私もちょっと関連して、ふるさと納税が今までどれぐらいあったのかというのと、今回は5千万円を目標にするとの話でしたが、翌年度以降は、どこまで目標を立てられているのか、もし見通しがあれば1点まず伺います。

もう一つが、スポーツによる地域の元気づく り事業費です。マル特のホームゲーム、これは 全部のプロスポーツチームなのかを伺います。

工藤おおいた創生推進課長 ふるさと納税は実は返礼品がなくても、例えば個人の方が行政に大型の寄附をされると、それもふるさと納税になるのですが、そうではなく返礼品のあるふるさと納税の額ということであれば、昨年度は県では360万円ぐらいです。

今年度は、さきほど言ったような体験型のサービスも追加して、昨日の段階で1千万円を超

える規模になっています。それで来年度は5千万円とかなりハードルが高いですが、しっかり取り組んで5千万円の次は1億円とか、とにかく年々伸ばしていければと考えています。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 私からはプロスポーツの観戦招待についてお答えします。

プロスポーツ全てかとのお話ですが、一応全てのプロスポーツチームを対象として実施していきたいと考えており、トリニータは非常に規模が大きいというか観客数が多いので、人数的にトリニータはかなり多くなりますが、バサジィ、ヴァイセアドラー、Bーリングスについても、それぞれのスポーツチームにそれぞれのキャパを御相談しながら、招待者数を決めている状況です。

吉村委員 スポーツチームの関係は、ありがとうございました。当然、グラウンドとか収容観客数とかの関係もあるので、ばらつきは当然あると思っています。ただ幅広に、いろんなスポーツに光が当たれば非常にうれしいなと思っています。

ふるさと納税も、昨年度に比べればというところで、ありがとうございます。熊本県が非常にふるさと納税に力を入れていて、もう御存じのことだと思いますが、さきほどおっしゃられたように返礼品のない分で枠をつくって、教育の分野を応援したい人のふるさと納税などもしています。

熊本県は、それに対しては返礼品を準備せずに、自分が応援したい高校を選択して寄附をすると。その寄附を一度県が受け取って、それをそのまま学校に渡して、学校で結構自由に施設整備等に幅広に使っているとの話も聞きました。確かに返礼品の割合がほぼ95%で、そちらに回ってくるのは5%ぐらいとの話ではありましたが、学校の施設整備に使えるお金としては、多少はプラスになるようなお話もされていました。是非そういったものも今後視野に入れながら、ふるさと納税は財源にするには何とも言えない部分もありますが、少しでも増えればと思うので、是非そういった部分を研究いただければと思います。よろしくお願いします。

守永委員 今日説明した資料以外になりますが、 予算特別委員会の概要説明の中で、持続可能な 地域づくり推進事業費が上がっていましたが、 この中で、地域コミュニティをきちんとしつか りやっていこうという部分と、コンパクトなま ちづくり、人口減少に向けて、どうまちを運営 していくかという部分で、対極の方向での議論 になってきますが、その辺をどのようにするの か。結局はロケーションによって、どっちを選 択するか、選択せざるを得ないのでしょうけれ ども、いずれにしても大分県下全域を何とかカ バーしていこうとするのと、コンパクトにまと めてそこだけを活用していくのでは、随分向き が違ってくるとは思いますが、当面どう見てい くのか、どっちに重きを置くのかについて何か 考えがあるのかが一つです。

それと海外戦略総合対策事業ですか、部局連 携による海外プロモーションの取組で、米国と 台湾とのやり取り――今青い通知で教えてくだ さいましたが、そのページに米国及び台湾での プロモーションの実施とあって、台湾を相手に という発想と、その下の海外政府機関との連携 による県内民間事業者等の海外展開支援という 中で、中国湖北省からの研修生を受入れといっ た、中国を相手にしたものがあります。今、日 台議員連盟があります。日中の議員連盟はない ですが、ただ日中交流協会みたいに、民間レベ ルで中国との交流をやってきたメンバーがある わけです。その中で、やはり中国に向けてと台 湾に向けてというのが、台湾にしても中国にし ても相手からすると、どっちを見ているのとい う意識を持たれるんですよね。私どもは、いや いや、民間レベルの交流ですからと言い訳をし ていますが、日中にしても日台にしても交流そ のものは大事だと思いますが、何かその辺で県 としての考えが整理できているのか教えていた だければと思います。

それとホーバーの関連で、騒音のモニタリン グ調査をする予算が上がっていました。これは 運行開始から始めるとの説明だったのですが、 運航そのものが秋になってしまったので、ただ 練習は4月から当然秋までやるわけですから、 その練習期間中にモニタリングをすることができるのかどうか。予算の都合上、運行開始以降ではないと意味を持たないのか、その辺どうお考えか教えていただければと思います。

それともう一つが、日豊本線の複線化の関係 です。一般質問で話が出たときに、日豊本線は JR九州との連携で常に議論をしていると、要 請も投げかけているとの話で、このときもそう いう答弁でした。さきほどの質疑でもJR九州 に対して要望しているとの答弁がありましたが、 杵築一日出間、立石一中山香間の中に鉄橋がい くつかあるんですよね。その鉄橋に関しては、 私も随分前の一般質問で聞きましたが、かなり 老朽化している。ただ、具体的に様子を見てい ると鉄橋の橋の部分、架かっている部分につい ては定期的に物を入れ替えて、鉄材そのものは 一定程度で更新しているようですが、柱の橋脚 部分については建てたままの状況なので、水害 によって橋脚そのものがさらわれてしまったと きには不通になることが考えられますが、単線 の場合は橋脚の建て直しを含めて、複線にする ことによって、橋脚の入替え作業もできるので はないのかと思います。そういったことも材料 にしながら、複線化をちょっと早めさせること はできないのかなと思っていますが、その辺で 何かお考えであれば聞かせください。

工藤おおいた創生推進課長 私からは持続可能 な地域づくりについてお答えします。

今、大分県では県独自の取組としてネットワーク・コミュニティを平成27年度から市町村とともに取り組んできました。最新では、全体集落のおよそ45%を占めるまでになっていますが、逆に言うとまだ55%ぐらい残っていてこの予算を見ても分かりますが、基本的には引き続き、ネットワーク・コミュニティを進めていきます。

ネットワーク・コミュニティを構築したところでも、やはり担い手不足が深刻だったりするので、そういったところの支援も新たに設けることとしています。ただそうは言っても、やはりこれから10年先、20年先には人口が著しく減っていく中で、恐らくネットワーク・コミ

ュニティをやろうにもやれない地域が必ず出てきます。では、そのために何があるのだと。それに代わるものとして、確かにちょっと反対側の考えにもなりますが、やはりコンパクトなまちづくりも一つの解決策ではないかということで、来年度からはこのコンパクトなまちづくりについても調査研究、来るべき10年後、20年後に備えて準備をしていこうという思いです。そういった事業面を両方やることで、持続可能な地域づくりとしたい考えです。

荻国際政策課長 中国と台湾の関係についての 県の見解に関しての御質疑だったかと思います。 昭和47年の日中共同声明では、台湾の位置 付けについて、中国政府は台湾が中華人民共和 国の領土不可分の一部であることを重ねて表明 すると。日本政府は、この中華人民共和国の立 場を十分理解し、尊重することを申し上げてい ます。

県の見解も政府見解と全く同様です。付け加えるならば、日本と台湾、それから日本と中国、この辺の民間レベルの交流についても県としては、どちらも支援していく立場です。

藤川交通政策課長 私から二つお答えします。

まず、ホーバーの訓練中のモニタリングですが、今回の先議案件の中で補正予算をお願いしました。その中でも少し説明しましたが、実は今年度モニタリング調査の予算を取っていて、ただ訓練開始が2月の下旬からになったので、今年度中に終わらないため繰越しをさせてもらい、来年度になってから訓練中に3回ほど騒音の調査を行います。

もう1点は日豊本線の複線化ですが、JR九州から毎年つれない返事をいただいており、今年度も多額の事業費が必要で、仮に複線化しても大幅な時間短縮ができないため、引き続き現有設備で輸送サービスを提供していきたいといった内容でした。

さきほど委員から御提案があったような、鉄橋の老朽化は私も把握はできていないのですが、そういった現実があるのなら、そこら辺をしっかりと確認した上で、JRに交渉する材料になるかなと思うので、検討したいと思います。

守永委員 多岐にわたった話になってしまいましたが、騒音のモニタリングは繰越事業で是非しっかりとお願いしたいと思います。

あと、ネットワーク・コミュニティの部分については撤退の農村社会学という形で、かなり前から大学等で研究されている教授もいるので、そういったものも含めて調査研究を深めていただければと思います。ありがとうございました。小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

麻生委員外議員 質疑する予定はなかったです が、今の中国と台湾の件についての答弁です。

台湾のチャーター便についても関連してくる わけですが、さきほどの日中共同声明の時代の 中国と、今の実効支配を含めて力ずくでいろい ろやっていることについて、日本政府の見解と 大分県の見解が一になっていないのではないか なと。台湾のチャーター便国際路線の新規就航 を目指す部分とか、少しそごがあるように感じ たので、その件についてもう一度聞きます。

荻国際政策課長 そこら辺はなかなか難しい、 非常にセンシティブなことがあると思うので、 ちょっと発言を控えさせていただきたいと思い ます。

麻生委員外議員 その辺、しっかり政府との確認をしてやってください。

小川委員長 ほかにないので、これで質疑を終 了します。なお本案の採決は、総務部関係の審 査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

[麻生委員外議員退出]

小川委員長 次に、付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めます。

藤川交通政策課長 資料の13ページをお願い します。

まず陳情の概要について説明しますが、本陳 情の件名は、大分空港コンセッションに反対し 完全民営化を求める陳情となっていますが、陳 情の内容としては、県が出資して空港運営に関 与すべきというものです。コンセッション反対 の根拠として4点が挙げられていますが、説明 が少し長くなるので、御容赦いただきたいと思 います。

1点目の根拠は、運営権者に外資規制がない ため重要な情報が敵対国の民間企業に漏れ、テロ組織等に渡るおそれがあるというものです。

正の点については、運営権者は国管理空港の 運営にあたり、国と締結する実施契約において 秘密保持義務を負うこととされており、知り得 た情報を他の者に開示したことにより損害が発 生したときは、損害賠償責任を負うとともに運 営権解除に至ることもあり、秘密情報の流出や 不正利用の抑止力となっています。なお、運営 権者の選定時には、国土交通省の審査に加えて 外務省や防衛省等へも協議が行われ、安全保障 や外交上の観点からも審査される仕組みとなっ ています。

2点目の根拠は、運営権が金融商品化されれば株価や配当金を上げるため、料金上昇やサービスの低下を招くおそれがあるというものです。

この点については国との実施契約において、 運営権者は国の事前承諾を得ずに運営権の譲渡、 担保提供その他の処分を行ってはならず、議決 権を有する株主も国の事前承諾を得ずに、保有 株を第三者に譲渡等の処分を行ってはならない 旨の制限が設けられます。

また国は、空港運営の業務範囲や求めるサービス水準などを定める要求水準書をあらかじめ作成し、運営権者にその要求水準を達成させるとともに、安全な輸送の確保や利用者利便の向上が適切に図られているか確認するためのモニタリングを実施することにより、適正な空港運営が担保される仕組みとなっています。

3点目の根拠は、コンセッション方式よりも 県も出資する完全民営化の方が、県が関与でき る上、経営の自由度が高く、透明性も確保され るというものです。

この点については、空港は国や地域にとって 重要な公共インフラであることから、運営の形 態にかかわらず、空港の機能が安全で安定的かつ利用しやすい形で利用者に提供される必要があります。そのため国管理空港においては、災害時の対応、安全保障や危機管理など空港が担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点などから、国が設置管理者として所有権を留保しつつ、民間に公共施設等運営権を設定するコンセッション方式を採用することとしているものです。

なおコンセッション方式であっても、運営主体は株式会社であることから、完全民営化と同様に経営の自由度や透明性は担保されます。また県の関与については、実施方針の策定や運営権者の選定、その後のモニタリングにおいて県が構成員として含まれる地域協議会を通じて関与できる仕組みとなっています。先行導入した空港の中には、運営権者に自治体が参画している事例もあります。

4点目の根拠は、コンセッション方式の導入 後、管理費や修繕費などの負担を際限なく県に 求められる心配があるというものです。

この点については、まず国管理空港である大 分空港では、現在も施設の管理運営は国や空港 ビル会社等が行っており、空港法に定める工事 費用の一部を除き、県の負担はありません。そ の上で費用負担を含め、運営権者がどのような 形で空港施設の管理運営を行うかについては、 地元意見を踏まえて決定していくこととなるた め、県の負担が際限なく増えることは基本的に ありません。

現時点において、大分空港へのコンセッション導入を決定しているわけではありませんが、 民間が一体経営を行うことにより、着陸料の柔軟な設定による航空ネットワークの充実や交流人口の拡大による地域の活性化などが期待されることから、引き続き検討を進めていきます。 小川委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、委員の方から質疑や意見 等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、以上で付託外案件 の審査を終わります。 次に執行部から報告の申出があるので、これ を許します。①から③までを一括して説明をお 願いします。

工藤おおいた創生推進課長 それでは私からは、本県の人口の現状と将来推計について説明します。14ページをお願いします。

左上に記載のとおり、本県の令和5年10月 1日現在の人口は109万6,235人です。 それまでの1年間の減少率は平成以降最大であり、自然増減が初めて1万人を超えて減少しました。他方で社会増減は366人の増加で、こちらも初めて2年連続社会増を達成しています。 次の15ページをお願いします。

市町村ごとの人口動態になります。全市町村で人口が減っています。自然増減は全市町村で減少し、一方で社会増減については9市町で増加、9市町村で減少となっています。

次の16ページをお願いします。

これは、令和6年1月30日に総務省より公表された2023年の住民基本台帳人口移動報告です。転入超過となっているのは、わずか7都府県で、40道府県で転出超過――社会減となっています。なお、この統計には国外からの移動者が含まれていません。このため、本県も転出超過となっています。

次の17ページをお願いします。

昨年末に、国立社会保障・人口問題研究所 (社人研)が公表した、地域別の将来推計人口 です。2050年の本県全体の人口は、本県の 人口ビジョンと比べ約11万人少なくなる見通 しとされています。

次の18ページをお願いします。

これは2050年と2020年を比較した人口の増減率です。東京都のみが人口増加となっており、東京一極集中が鮮明となる見通しとなっています。

最後に19ページをお願いします。

これは社人研の将来推計人口の市町村ごとのものです。2050年には、県の総人口が84. 1万人となり、高齢化率は40.5%、中でも4市町村で人口が半減するという、大変厳しい見通しが示されています。 なお、こうした国全体における人口の現状や 将来人口推計を踏まえて、今年の年末に国の人 口ビジョン、それと国の地方創生の総合戦略が 改訂される予定となっています。そこで示され る国の方向性や考え方を十分勘案した上で、本 県の人口ビジョン及び地方創生の総合戦略につ いても必要な見直しを行う予定としています。 小野政策企画課長 それでは、資料は次の20 ページをお願いします。

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期計画についてです。昨年12月に議決をいただいた中期目標を踏まえ、1月に大学法人から県へ中期計画の申請がありました。大分県地方独立行政法人評価委員会からの答申も踏まえ、県では3月1日に中期計画を認可したので、その概要について報告します。

次の21ページをお開きください。

上のIにあるとおり、第4期中期目標のコンセプトは、1芸術系と人文系を併せ持つ全国唯一の公立短期大学としての特色をいかして、若年者を県内へ呼び込み、育て、定着を図る。2アフターコロナ等の新たな課題への対応としていました。中期計画では、そのコンセプトを具体化するとともに、新たに評価指標を設定しています。

下のⅡ第4期中期計画のポイントを御覧くだ さい。1の(1)県内外からの若年層の呼び込 みでは、中期目標で戦略的な広報活動を行うよ う示したところですが、計画ではブランドアイ デンティティに基づく戦略的な広報により、多 くの志願者を確保するとした上で、評価指標で ある出願倍率について、令和5年度の公立短大 の平均である1. 7倍を上回る2. 0倍以上と 設定しています。また今回の計画では、音楽専 攻科の定員を令和7年度から5人増加させます。 これは、専攻科に進学できる技術レベルを持ち、 より専門的に学んでいきたいという短大音楽科 の学生が増加している現状に応えるためのもの であり、教員の業務量はそれに伴って増えます が、レッスンのスケジュールなどを調整するこ とで、現在の体制で指導できることを確認して います。

続いて、(2) 社会に求められる人材を育成では、学外での実践的学修の展開、即戦力人材の育成を示したところですが、計画では実践的学修等の一層の充実に努めるとした上で、サービスラーニング参加者数について、第3期の平均を上回る600人以上を目標としています。

(3) 県内への人材定着を推進については、 高い就職率及び進学率の達成との目標に対し、 第3期――現行の計画では90%以上としてい た就職率と進学率の目標を95%以上に引き上 げるとともに、県内就職率についても新たに6 5%以上という数値目標を設定しています。

右側に移って、2アフターコロナ等の新たな課題への対応として示している(1)国際交流活動の展開、(2)キャンパスの一般利用の拡大、(3)社会人の学び直し(リカレント教育)については、コロナ後の交流活動の活性化や施設の貸付け、リカレント教育の推進に向けた数値目標を記載のとおり設定しています。

最後に、右下の(4)教職員のコンプライアンスの遵守を御覧ください。令和5年3月のハラスメント事案の発生を受けて、中期目標では教職員のコンプライアンス意識の徹底を指示していました。計画では、指標のとおりハラスメント防止のための教職員向け研修を年2回以上に増加させる、それから5年おきに実施していたハラスメントの実態調査を毎年実施するなど、防止策を拡充することとなっています。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 私からは、ツール・ド・九州について説明します。資料29ページを御覧ください。

まず、2023大会(第1回大会)についてです。昨年10月に開催された第1回大会は、当初の大分ステージの想定では約2万人の観客を見込んでいましたが、大会事務局の発表では観客は約2万7千人で、経済効果も約9.5億円と報告されています。県予算の約8,300万円と比較しても、充分効果のあった大会ではないかと考えています。

次に、中段の2024大会(第2回大会)について御覧ください。第2回大会ですけれども、今週3月18日の月曜日に第2回大会のメイン

スポンサー及び各ステージ等についての発表が 大会事務局からありました。既に別府市、由布 市、九重町、日田市を結ぶコースで調整してい ることは報告しましたが、今回は新たに各ステ ージの順番と詳細のコースが示されました。

大分ステージは10月12日にステージレース1日目として開催される予定であり、地図に示しているとおり、別府の立命館アジア太平洋大学をスタートし、ゴールは第1回大会と同様の日田市街地で調整しています。4市町それぞれで賑わいを創出できるよう、しっかり準備を行っていきたいと思います。

最後に、2025大会(第3回大会)についてです。経済効果も大きく、地域の活性化やサイクルスポーツの振興に充分につながる大会だと考えており、それからまた積極的に参加を希望する市町村もあることから、第3回大会についても引き続き本県での開催を検討していきたいと考えています。なお、具体的な日程やコース等の詳細については、今後大会事務局等と協議し、今年10月頃の決定になると伺っています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。 質疑や御意見等はありませんか。

阿部委員 最後にツール・ド・九州についての 説明をいただきました。伺いたいのは、よくこ ういった大きな大会で出てくるのが経済効果と いう話なんですよ。かつてのラグビーワールド カップやサッカーもそうですが、経済効果とい うことで、それに関係したいろんな人が県外から何人宿泊して、それがどうだというのは分かりますが、それ以外にどういう事柄を並べてこれだけの効果――例えば、ここにも直接効果と間接効果と二つありますが、この直接効果と間接効果はどういうことを指して言っているのか。

直接効果ではどういう事柄があって、それを プラスして、こういう数字になっているのか。 これからのイベントでも、またそういうのが出 てくると思うので、ここだけではないのですが、 これに関係してちょっと聞かせていただければ ありがたいなと思いますが、いかがですか。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 委員おっしゃ

るとおり、経済効果ということで9.5億円という数字を挙げていますが、やはりその数字以外に隠れている効果も非常に大事ではないかなと思っています。

例えば直接効果だと、大会当日には非常に大きな盛り上がりもあったし、大会に向けて子どもたちにも大会の盛り上がりをサポートしてもらうようなところで、市が一体となって取組を進めていくといった一体感とか、地域の活性化と言うか、そういったところが非常に大きいのではないかと思っています。

また、この大会を実施した間接効果になるのか分かりませんが、こういった大きな大会を誘致するにあたっては、おもてなしが大事になってきます。こうしたところを、地域の子どもたちも含めて県外から来たお客様、県内もそうですけれども、そういった人たちにおもてなしをしていく、あるいは市が一体となって盛り上げていく経験をすることが、地域を愛することにつながっていくのかなと思っているので、やはり様々な効果を今後とも考慮しながら、こういった大会については進めていきたいと思っています。

阿部委員 それはそれでしょうけど、もう少し 突っ込んでほしくてね。例えば、これだけ見た ら最初の経済効果が7億2千万円と言っていた のが9億5千万円ありましたとなっているわけ ですね。何を積み上げて、こういう数字で出してくるのかなと。

よく、いろんなイベントで経済効果――こういうスポーツなどのイベントに限らずに、いろんなところで経済効果という言葉を使われるけれども、何を基にこういった数字が計算されていて、トータルで出てくるのかなと非常に疑問に思ってきたんですけど、これだけ見ても数字が7億2千万円から9億5千万円になって、この差にしても相当な差ですが、具体的にどういうことを積み上げてこの数字になったかを教えてもらえないですか。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 この経済効果 については、日本政策投資銀行に試算をしてい ただいていますが、やはり聞いている中では宿 泊者数、県外からどのくらい来ているのか、あるいは、そのときにどれだけ観光客が物を買っていったとか、観光消費額などを積み上げながら計算していると伺っています。

阿部委員 ちょっとまだ分からない。私もこれからいろんな会議のたびに聞いてみましょう。 まだ少し納得できないので、これから聞かせていただきます。結構です。

玉田委員 地域別の将来推計人口についてです。 今、長期総合計画を立てられていますが、小野 政策企画課長、これがやっぱり今度の長期総合 計画の非常に重要な基礎データになると思いま す。こういう場合は、将来推計人口で勘案する のか、それとも県人口ビジョンの中で検討して いくのか、長期総合計画でのその辺は見通しと してはどんな感じになっているのですか。

小野政策企画課長 人口ビジョンの塗り直しについては、本会議の中でも答弁していると思いますが、国の人口ビジョンなり総合戦略の改定とかが今年度と言うか、今年の末となっているので、そこの将来推計人口をもって長期総合計画のいろんな施策をというのは、なかなか難しいところもあります。

特に移住とか定住とか、そういったところについては、今できるところをしっかりやっていって、できるだけ人口減少を食い止めるといった施策を書き込んでいるところであり、具体の総人口ビジョンに基づいた取組というのは、今年の終わりの人口ビジョンと総合戦略の改定の中で、また考えていくようなことになるのと思っています。

玉田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

例えば、さきほどの東九州新幹線の計画についても、要するにB/Cを図る上で2016年に推計した人口だとか政策が加味されたものが、関係県や期成会を構成している県でもそれぞれ持っていると思うので、やはりこういうものをベースにしながら、再度またB/C等々を積み上げてほしいと思います。これは意見ですが、よろしくお願いします。

吉村委員 すみません、私もツール・ド・九州

です。お伺いしたいのが、大分ステージの事務 局は、芸術文化スポーツ振興課内とか県の職員 が担っているのでしょうか。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 大分ステージ の事務局ですが、基本的に事務局と言われているのは、福岡で一体的に大会事務局として運営 されています。大分ステージを盛り上げるため に地域でどういったイベントをやるのか、そう いったところについては、県と開催市町村とで協力しながら実施していくと、そういった体制になっています。

吉村委員 ありがとうございます。理解しました。

それから、他のスポーツなどの大きな大会で 県が事務局を担って競技団体と連携する場面も あるかと思いますが、やはりそういった中での 県の職員、事務局に入る職員の事業の引継ぎな ども気になるところです。

今回のツール・ド・九州で少し伺ったのが、 現場で多分、競技団体の方が審判などいろいろ 準備等をしてくださっていて、そういった方と の連携、福岡の方になるとは思いますが、連携 があと一歩だったという話も聞いています。是 非第1回大会の良かったところ、悪かったとこ ろも、しつかり第2回、また第3回目も検討を ということなので、今後より磨き上げられるよ うに、競技団体とも連携を図っていただければ ありがたいと思うので、よろしくお願いします。 三浦芸術文化スポーツ振興課長 ありがとうご ざいます。大会事務局とはネットで会議をかな り頻繁に開いています。平均してどのくらいか と言われるとちょっと分からないですが、1週 間に1回、少なくとも2週間に1回は連携を取 り合っているような状況ですし、県からも大会 事務局に事務職員を1人派遣しており、その方 からも情報を随時もらっているので、今後とも 連携を図りながら、しっかりと進めていきたい と思います。(「はい、ありがとうございます」 と言う者あり)

小川委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 ほかにないので、これで諸般の報

告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別にないので、最後に私から一言 御挨拶を申し上げます。

[小川委員長挨拶]

[山田企画振興部長挨拶]

小川委員長 ありがとうございました。

以上をもって、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆様は、お疲れ様でした。

[企画振興部退室、各局入室]

小川委員長 これより会計管理局、議会事務局、 人事委員会事務局及び監査委員事務局関係の審 査に入ります。

まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計 予算のうち、各局関係部分について会計管理局 から順次、説明願います。

渡辺会計管理者兼会計管理局長 令和6年度大 分県一般会計予算のうち、会計管理局関係について説明します。タブレットの令和6年度予算 概要の3ページを御覧ください。

会計管理局予算総括表の左から2列目、予算額(A)の一番下、合計欄を御覧ください。人件費が4億6,662万1千円、その下の事業費が8億2,339万4千円、一番下の計が12億9,001万5千円です。

歳出のうち主なものについて説明します。予 算概要の5ページを御覧ください。

事業名欄の会計管理費6,481万4千円は、会計課及び審査・指導室所属の会計年度任用職員経費や公金の出納、会計事務の指導等に要する経費です。その下、財務会計システム更新事業費1億6,967万2千円は、財務会計システムの開発業務委託料です。開発期間は令和4年度から令和6年度までの3年間です。

1ページ飛ばして、7ページを御覧ください。 事業名欄の会計管理費2億569万7千円は、 物品の調達及び管理指導、電子入札システムの 運用などに要する用度事業費並びに本庁集中管 理車の維持管理や電動車の導入に要する管理車維持事業費です。

次の8ページを御覧ください。

事業名欄一番上、県庁舎管理費3億450万円は、県庁舎本館及び新館の清掃業務委託の委託料や光熱水費などの管理経費です。

次の9ページを御覧ください。

県庁舎別館管理費4,705万円は、県庁舎 別館の清掃委託料や光熱水費などの管理経費で す。以上で会計管理局の説明を終わります。

森議会事務局長 議会事務局関係について説明 します。右下の青い通知をタッチして予算概要 の3ページを御覧ください。

表左下の合計欄にあるように、当初予算の総額は11億7,408万6千円です。

次の4ページをお願いします。

第1目議会費についてですが、資料左側の事業名欄の一番上にある議員報酬手当等6億2,732万9千円のほか、議会運営費9,549万9千円は、表右側の事業概要欄にあるようにタブレット端末通信料などの議会デジタル化関連費用や議会広報にかかる経費となっています。またその下の政務活動費交付金、県議会政策機能強化事業費を合わせた目計が8億7,983万8千円となっています。

次の5ページをお願いします。

第2目事務局費についてですが、事業概要欄の一番上にある事務局職員30名分の給与費として2億4,644万1千円のほか、事務局運営費の事業概要欄にあるとおり、議会史の発行にかかる経費や会計年度任用職員の報酬等4,780万7千円を計上しており、目計が2億9,424万8千円となっています。議会事務局の説明は以上です。

塩月人事委員会事務局長 続いて、人事委員会 事務局関係について説明します。青い通知をタ ッチして、人事委員会事務局の令和6年度予算 概要3ページをお開きください。

人事委員会事務局の予算額は、総括表の左下 の合計欄に記載しているとおり、総額で1億6, 250万1千円です。

続いて4ページをお開きください。

表右上の第1目委員会費は、左から2列目の一番下にあるとおり、目計757万9千円です。 内訳ですが一番左の列、事業名欄の一番上の委員報酬678万円は、人事委員3名分の委員報酬です。その下の委員会運営費79万9千円は、委員が出席する各種会議等の旅費、各県の人事委員会で構成する連合会や協議会の負担金等に要する経費です。

5ページをお開きください。

表右上の第2目事務局費は、左から2列目の一番下にあるとおり、目計1億5,492万2千円です。主な内訳ですが、事業名欄一番上の給与費1億2,392万9千円は、事務局職員16人分の給与です。その下の事務局運営費436万3千円は、会計年度任用職員1人分の報酬及び手当や各種会議等への出席など、事務局の管理運営に要する経費です。

一つ下の任用関係事業費2,532万1千円は、職員募集や採用試験の実施等に要する経費です。学生数の減少や民間企業の採用活動の早期化等により、採用試験の受験者が減少していることから、令和2年度の上級試験から民間志望者も受験しやすいよう、通常の6月試験に加え、4月に前倒しした先行実施枠試験を実施しています。

令和6年度の先行実施枠試験は、林業職を加え、5職種に拡大しています。さらにテストセンター方式を導入し、より受験者が受験しやすい試験制度とするなど、受験者の拡大に努めています。加えて、職員募集活動についてはSNSでの画像広告や受験者の親世代をターゲットとした地元紙での広告を展開するほか、大学でのガイダンスなどの対面型の説明会やオンラインでの説明会を積極的に行っていきます。

その下の給与関係事業費81万円は、県職員 の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費 です。人事委員会事務局の説明は以上です。

河野監査委員事務局長 監査委員事務局関係に ついて説明します。令和6年度予算概要の3ペ ージをお開きください。

表左下の合計欄にあるように、人件費と事業 費を合わせて2億39万1千円となっています。 4ページをお願いします。

第1目委員費は、表左下の目計欄にあるように1,982万5千円です。その内訳ですが、事業名欄一番上の給与費1,285万4千円は、常勤の監査委員1名分の給料や職員手当等です。次の委員報酬564万円は、非常勤の識見監査委員1名と県議会議員のうちから選任された議選委員2名分の報酬です。その下の監査経費133万1千円は、監査委員が行う委員監査等にかかる旅費です。

5ページをお願いします。

第2目事務局費は、表左下の目計欄にあるように1億8,056万6千円です。その内訳ですが、事業名欄一番上の給与費1億6,889万9千円は、事務局職員20名分の給料や職員手当等です。その下の事務局運営費1,166万7千円は、会計年度任用職員の報酬等の経費、監査等の実施に伴う職員旅費及び需用費等の事務経費です。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

守永委員 どこにメモしたかが分かりませんが、 議会関係の予算で、事業の中で議会だよりの発 行経費がありますが、議会だよりは点字版を発 行していたのですかね。もしそれをするとなれ ば、予算がどのくらいかかるか見積もったこと があるかどう教えてください。

阿南政策調査課長 点字版の県議会だよりも毎 回発行しています。予算については、すみませ ん。分かり次第、また回答します。(「お願い します」と言う者あり)

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかにないので、これで質疑を終 了します。

なお、本案の採決は総務部関係の審査の際に 一括して行います。

次に、第22号議案大分県用品調達特別会計 条例の廃止について、執行部の説明を求めます。 渡辺会計管理者兼会計管理局長 会計管理局の 付託案件、第22号議案について説明します。 タブレットの総務企画委員会資料の2ページを 御覧ください。

大分県用品調達特別会計条例の廃止についてです。(1)制度の概要を御覧ください。用品調達特別会計は、県の機関で使用する備品や消耗品などの調達事務を一元的に行い、共通物品の規格統一、大量購入による経費削減を図るために、大分県用品調達特別会計条例により設けているものです。

この特別会計は、用度管財課が主体的に予算を執行するものではなく、各所属の要求があって初めて予算を執行する仕組みになっています。 具体的な事務は、物品を要求所属が公金振替で特別会計に費用を移し、用度管財課が特別会計から業者へ支払いを行っています。この条例の制定当初は、用品の購入価格に5%の加算金を上乗せして所属へ請求し、その積立金を県営印刷所の設備費用に充当していました。

- (2)問題点・課題を御覧ください。その後 県営印刷所の組織変更があったこと、国庫補助 事業などでの備品調達に対して加算金を上乗せ するのは適切でない等といった状況があり、平 成14年度に加算金制度を廃止しました。これ により特別会計を維持する必要性が薄れました が、さらに平成19年度の包括外部監査で特別 会計の廃止を含めて検討するようにとの指摘を 受けていました。その後、特別会計の廃止を前 提として集中調達事務の在り方を検討してきま したが、廃止にあたっては財務会計システムの 改修が必要であり、これに多大な費用を要する ことで、現在まで実現には至りませんでした。
- (5)廃止の理由、(6)廃止の効果、(7) 廃止後の用品調達業務のあり方を御覧ください。 今般、新たな財務総合システムが導入されます が、これにより一般会計の中で集中調達の会計 処理が可能となりました。そのため、特別会計 を廃止する見込みが立ち、一般会計に一本化す ることにより、予算を見やすく単一のものにで きるほか、特別会計に関する事務作業が不要と なります。

また集中調達業務や燃料等の単価契約は、この後も継続するので、調達事務を一元的に行う

効果は維持できます。納品業者の新たな事務負担もありません。したがって、令和5年度をもって大分県用品調達特別会計条例を廃止することを提案するものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別に質疑もないので、これより採 決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

木付副委員長 会計管理局にお尋ねしますが、 日銀がマイナス金利政策をやめました。という ことは国債の利回りも、これから上がってくる のが予想されますね。そういう資金運用に、こ れからどのように取り組んでいくのか。ステー ジが変わりましたから、どうでしょうか。

渡辺会計管理者兼会計管理局長 副委員長の御 指摘のように、正にステージが変わって17年 ぶりですか、金利が付く世の中になったという か、世界が来ます。

一般質問でも御指摘をいただいていましたが、これまでは金利がずっと張りついているので、たんす預金でもかなり有利だったことがありますが、これからはちょっと違うので、そこら辺は、よくこれから研究して先々の金利が付く世界に向けての対応検討が必要になってくると感じています。

私はもう任期がありませんが、その辺は会計 管理局として問題意識を持って、しっかりと皆 様の期待に応えていきたいと考えています。(「お願いします」と言う者あり)

小川委員長 ほかにありませんか。

阿南政策調査課長 さきほど点字版の県議会おおいたの予算に関して質疑をいただきました。 大分県盲人協会の見積りで87万5,380円 です。冊数で実際の決算額は異なってくるかと思いますが、そういう予算を積んでいます。

あわせて、音読おおいた――CDに広報誌の 内容を音読したものも発行していて、それにつ いては57万9,700円で現在見積りをいた だいており、予算の中に含んでいます。(「あ りがとうございます」と言う者あり)

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかにないので、最後に私から御 挨拶を申し上げます。

〔小川委員長挨拶〕

[各局を代表して、塩月人事委員会事務局 長挨拶]

小川委員長 ありがとうございました。

それでは、このたび御勇退される2名のから も一言お願いしたいと思います。

[渡辺会計管理者兼会計管理局長挨拶]

[森議会事務局長挨拶]

小川委員長 ありがとうございました。

以上をもって、各局関係を終わります。執行 部の皆さんは、お疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。再開は午後3時とします。

午後2時49分休憩

午後2時59分再開

小川委員長 これより、総務部関係の審査を行います。

初めに本日審査いただく案件について、若林総務部長から概括的な説明をいただきます。

若林総務部長 委員長をはじめ、委員各位におかれては、平素から御指導をいただき誠にありがとうございます。

それでは、本日審査をお願いしている案件等について、概括的に説明申し上げます。本日は 合い議案件1件、付託案件8件の審査をお願い しています。

まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計 予算ですが、安心・元気・未来創造の大分県の 実現に向けて、人口減少対策の強化や産業振興 を進めるとともに、未来へつなげる投資を促進 するための経費について、総合的に計上しているものです。また、諸般の報告においては、新たな行財政改革計画案について、現在の策定状況について概要と骨子という形で報告します。

さらに、大分県税条例等の一部を改正する条例案については、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合に備えて、大分県税条例等の関係部分に係る専決処分による改正を考えているので、その旨を報告します。

各事項の詳細については、それぞれ担当する 所属長から説明するので、よろしくお願いしま す。

小川委員長 ありがとうございました。

それではまず、合い議案件の審査を行います。 商工観光労働企業委員会から合い議のあった、 第36号議案情報通信技術の効果的な活用のた めの規制の見直しに伴う関係条例の整備につい てのうち、総務部関係部分について執行部の説 明を求めます。

岩下法務室長 第36号議案情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備についてのうち、総務部関係部分の大分県行政手続条例の一部改正について説明します。資料の2ページをお開きください。

大分県行政手続条例は、行政手続法の適用除外とされた条例及び規則に根拠を有する処分及び届出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続に関し、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、共通する事項を定めているものです。

昨年6月に、いわゆるアナログ規制の見直し に伴い情報通信技術を効果的に活用するため、 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推 進するためのデジタル社会形成基本法等の一部 を改正する法律が公布され、この法律において 行政手続法の一部が改正されました。今回、同 法の一部改正の趣旨に鑑み、大分県行政手続条 例においても書面掲示規制の見直しを行うため、 法と同様の内容に改正を行うものです。

改正内容ですが、不利益処分――これは例えば、許可の取消しや業務の停止といったものを 指すものですが、その名宛人の所在が不明であ る場合の公示の方法について、これまで掲示場での書面掲示のみとしていたものを不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く、インターネットによる公表を予定しています。それとともに、その開始にあわせて従来通りの掲示場での書面掲示か行政庁の事務所に設置したパソコン画面での表示のいずれかを行うこととするという改正を行うものです。

施行期日は、行政手続法の改正の施行時期を 踏まえ、規則で定める日とし、令和8年5月ま でに施行します。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質 疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原 案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業 委員会に回答することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案のうち本 委員会関係部分については、原案のとおり可決 すべきものと、商工観光労働企業委員会に回答 することに決定しました。

続いて、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計 予算のうち、総務部関係部分について執行部の 説明を求めます。

山本行政企画課長 第1号議案令和6年度大分 県一般会計予算のうち、総務部関係部分につい て説明します。なお歳入全般については、予算 特別委員会で説明しているので省略します。

それでは、総務部関係の歳出について説明します。令和6年度総務部予算概要を抜粋した総務企画委員会資料で説明します。お手元のタブレットの総務企画委員会資料の3ページを御覧ください。

総務部の一般会計歳出予算額は、左から2列目、予算額(A)欄の上から3行目の計にあるように1,728億7,602万4千円です。 これを5年度7月現計予算額(B)と比較する と、右端の前年度対比欄にあるように8億81 万3千円、率にして0.5%の減となります。 これは、原油輸入量の減少や原油、液化天然ガスの価格の下落等により、地方消費税が減収と なったことに伴う、地方消費税清算金の減など によるものです。

次に、予算特別委員会で説明を省略した事業 のうち、主な事業について説明します。資料4 ページを御覧ください。

事業名欄の二つ目、ICT活用業務効率化推 進事業費2,051万3千円は、公務能率の向 上を目的としたクラウドサービスやAIなど、 ICTツールの積極的な活用に要する経費であ り、新たに生成AIの実証に要する環境構築な どを行います。

次の5ページを御覧ください。

事業名欄の一つ目、庁内情報基盤運営管理事業費2億3,211万9千円は、庁内パソコン及びネットワークの運営管理を行うための事業であり、6年度は職員用パソコンリース契約の満了に伴うパソコンの更新を行います。

次の6ページを御覧ください。

県有建築物保全事業費30億円ですが、県有 建築物を長期にわたり安全・安心な状態で活用 するとともに、財政負担の縮減・平準化を図る ため施設改修を一元的に管理し、計画的な保全 工事を行うものです。6年度は宇佐総合庁舎や 竹田総合庁舎の大規模改修工事等を行います。

次の7ページを御覧ください。

事業名欄の3番目、政策県庁を担う人材確保 ・育成推進事業費484万5千円は、安心元気 ・未来創造の大分県づくりに向け、政策県庁を 担う人材の育成や将来の県庁を支える優秀な人 材の確保を推進する事業であり、官民双方での 人手不足が顕著となる中で、県としても人材の 確保・育成にしっかりと取り組んでいきます。

次の8ページを御覧ください。

地方自治振興事業費 5 億 7, 4 4 2 万 7 千円 は、主に地域振興事業や災害関連事業を対象とする市町村への貸付事業等の原資とするため、市町村振興宝くじ――サマージャンボやハロウィンジャンボ等ですが、これの収益金を公益財

団法人大分県市町村振興協会に対し交付するものです。

以上で総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。なお、地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されています。この法律案が可決、成立した場合、本年4月1日から施行される規定があることから、当該部分に関係する大分県税条例等を専決処分により改正したいと考えています。詳細については、後ほど税務課長から説明します。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別にないので、これで質疑を終了 します。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係部分も含めて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原 案のとおり可決すべきものと決することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案のうち本 委員会関係部分については、原案のとおり可決 すべきものと決定しました。

次に、第2号議案令和6年度大分県公債管理 特別会計予算について、執行部の説明を求めま す。

高木財政課長 第2号議案令和6年度大分県公 債管理特別会計予算について説明します。総務 企画委員会資料9ページを御覧ください。

この特別会計は、公債費の経理の明確化と予算規模の正確化を図る観点から設置しているものであり、その財源は一般会計及び減債基金からの繰入金と借換債の県債となっています。

予算額は、総括表の本年度予算額にあるように1,250億6,266万8千円で、前年度と比較すると5億7,412万円の増となっています。内容について説明します。次の10ページをお開きください。

歳入ですが、上から二つ目の第1項第1目一般会計繰入金は722億5,966万8千円と前年度より12億3,512万円の増となっています。これは、過去に発行した国土強靭化債の償還額の増などにより、元金分に対する繰入額が増加したことなどによるものです。

中ほどの第2目基金繰入金99億円については、前年度と同額となっています。これは満期一括償還に備え、その一部を減債基金に毎年積み立てています。これを償還にあわせて繰り入れるものです。その下の第2項第1目県債429億300万円は全額借換債となっています。借換えのタイミングがあるので、その関係で前年度より6億6,100万円の減となっています。

次の11ページを御覧ください。

歳出ですが、上から二つ目の第1目元金については1,192億2,212万円と前年度より4,876万8千円の増となっています。この主な要因ですが、中ほどの事業名欄の二つ目の借換債の元金が減したものの、さきほど説明したように、過去に発行した国土強靭化債の償還開始等に伴って、償還額が増加したことによるものです。

その下の第2目利子57億1,416万9千円については、これは借り入れる際の設定利率の変更により、利子の増加を見込んだことなどにより5億2,564万7千円の増となっています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案包括外部監査契約の締結 について、執行部の説明を求めます。 山本行政企画課長 第15号議案包括外部監査 契約の締結について説明します。資料は12ペ ージとなります。

1議案の概要ですが、令和6年度の包括外部 監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に 基づき議決をお願いするものです。

2契約の内容ですが、契約の始期を令和6年 4月1日、契約予定額を今年度と同様1,38 9万800円を上限とする額、契約の相手方は 連続して3年まで同一の者と締結できるので、 昨年度及び今年度に引き続いて公認会計士の吉 富健太郎氏としています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案大分県住民基本台帳法施行条例等の一部改正について及び第17号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例等の一部改正については、関連があるので一括して執行部の説明を求めます。

曽根田市町村振興課長 それでは私から、大分 県住民基本台帳法施行条例等の一部改正につい て説明します。資料は13ページです。

今回の条例改正では、国の住民基本台帳法の 改正を受け、その上の囲みにあるように大分県 住民基本台帳法施行条例及び大分県情報公開条 例の改正を予定しています。

まず資料中段、法改正・条例改正の内容についての(1)法改正の概要について説明します。 今回の法改正は、住民基本台帳ネットワークシステムに関わるものです。住基ネットは、住民票に記載された住民の氏名、住所、生年月日、 性別等の本人確認情報を全国でネットワーク化 したものであり、各種申請への住民票の添付省 略など、住民の利便性の向上や行政の効率化の 面で活用がなされています。

今回の法改正は下線部にあるように、いわゆる住基ネットで新たに戸籍の附票情報が利用できるようにするものでして、これは国外に転出した方に限った利用です。

下にひし形の印が二つあって、その下の括弧の中に記載されていますが、住民票は転居等により消除されますが、国外に転出した場合については、消除されて国内に住民票がなくなるので本人確認情報として利用ができなくなります。一方で戸籍の附票については、本籍地の市町村において管理されており、住所を変更してもその一連のつながりが記録されます。今回の法改正により、国外に転出しても消除されない戸籍の附票情報を本人確認情報として住基ネットにおいて利用できるように整備を行い、国外転出者における行政サービスの利便性の向上と効率化を図ることができるようになります。

次に(2)ですが、ここからが条例改正の内容になります。①と②にあるとおり県の住基法施行条例と情報公開条例では、住民票の本人確認情報の開示に係る手数料と本人確認情報の保護に関する審議会の開催について定めがありますが、これら住民票に係る規定を新たに戸籍の附票に係る同様の規定を追加することとしています。

最後に、施行期日はデジタル手続法の施行の 日としており、法により令和6年5月31日ま での日と規定されています。

清水電子自治体推進室長 続いて、第17号議 案行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用等に関する条例等の一部改正について説 明します。資料の14ページを御覧ください。

1改正理由にあるとおり、令和5年6月9日 に公布された番号利用法等の一部改正法により、 番号利用法及び住基法が改正されたことに伴っ て、各法の規定を引用している関係条例の規定 を改正するものです。 次に、2改正内容です。これまでは新たにマイナンバーによる情報連携を行う場合、都度マイナンバー法改正が必要でした。法改正に1年、システム改修にさらに1年、計2年の期間が必要でしたが、行政機関間の情報連携が速やかに開始されるよう、情報連携が可能な事務や情報を定めた法別表第二が削除され、法改正後は主務省令に規定することで情報連携が可能となります。これにより、新規で情報連携を実施するために法改正に約1年を要していた期間の短縮が可能となります。

条例の改正内容ですが、法改正で削除された 法別表第二の規定に関係する県の条例部分の改 正です。その他、情報公開条例及び住基条例に おいて、住基法の規定を引用しており、今回の 住基法改正により引用規定の条ずれが発生した ため、規定の整理を行うものです。

3施行期日については、番号利用法等の一部 改正法の施行の日としていますが、令和6年5 月末の予定と伺っています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

まず、第21号議案大分県住民基本台帳法施 行条例等の一部改正について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第17号議案行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用等に関する条例等 の一部改正について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。 次に、第18号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正についてですが、本案は関係する福祉保健生活環境委員会及び商工観光労働企業委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

井下審議監兼人事課長 第18号議案知事等の 損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部 改正について説明します。資料は15ページを 御覧ください。

まず1の改正理由についてですが、会計年度 任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする 制度見直し等を含む地方自治法等の一部改正に 伴い、条ずれが生じています。このため四つの 条例について規程を整備するものです。

次に、2の改正内容についてです。まず1点目に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について定めている地方自治法第243条の2及び地方自治法施行令第173条の規定、2点目に職員の賠償責任について定めた地方自治法第243条の2の2の規定、これを各条例で引用している関係で、条ずれにあわせて規程を整備したいと考えています。いずれも条例の内容に変更はありません。

最後に、3の施行期日についてです。地方自 治法の一部を改正する法律の施行日である令和 6年4月1日としています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお本案について、福祉保健生活環境委員会 及び商工観光労働企業委員会の回答は、全て原 案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案大分県使用料及び手数料

条例の一部改正についてですが、本案について は関係する福祉保健生活環境委員会、商工観光 労働企業委員会、土木建築委員会及び文教警察 委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第19号議案大分県使用料及び 手数料条例等の一部改正について、主な改正内 容を説明します。資料16ページをお開きくだ さい。

こちらは改正内容の一覧となっているので、順に説明します。まず、ハーモニーパークの第3駐車場に係る使用料についてです。資料は次の17ページをお開きください。

写真にあるとおり、県営都市公園ハーモニーパークには第1から第3の駐車場があります。 第1、第2駐車場は株式会社サンリオエンターテイメントに管理許可を出しており、県が管理しているのは第3駐車場だけですが、こちらの利用料金を使用料条例で定めています。

料金については、平成3年の供用開始から1 日1台300円、消費税が10%に増税されて からは310円でこれまで据え置いていました が、昨今の労務単価上昇等により維持管理費が 駐車場収入を上回っている状況です。このため 受益者負担の観点から、駐車場料金を適正額に 改定する必要が生じました。今後の年間管理経 費見込と年間入場台数見込から1台当たりの使 用料を算出し、その結果から現行1日1台31 0円の駐車料金を500円に改定するものです。 なお、施行期日は令和6年4月1日としてい

続いて、資料18ページを御覧ください。 技能検定試験関係事務について説明します。 今回の改正は、令和6年度に国が行う受検料の 減免措置の変更に伴うものです。

ます。

概要にあるとおり、技能検定は職業能力開発促進法に基づく国家検定制度です。2国が行う減免措置の内容にあるとおり、国において平成29年度に若年者の受検促進のため、減免制度が導入されました。その後、令和4年度に減免の対象者が在職者に限定されたことを受け、その際、対象外となった在校生——学校等に通っ

ている方々になりますが、その方々が対象外となったため、減免制度を県独自で導入しています。今回の改正は、国が令和6年度に減免の対象者等を変更することが示されたため、規定の整備を行うとともに、在校生の負担が現行と同じになるように県の制度を見直しています。

具体的には、4条例の改正内容にあるとおり 県が行う減免措置を規定する附則第4項及び国 が行う減免措置を規定する別表第3備考の欄を 整備します。改正後の受検手数料は参考に示し たとおりです。

なお、施行期日は令和6年4月1日とし、令和6年度の検定から適用したいと考えています。 続いて、資料16ページの改正内容の一覧にお戻りください。

これの3番目、分析試験加工手数料の改正になります。令和4年度3月補正予算において、産業科学技術センターの機能向上を図るための試験・分析機器を更新し、また新たに導入しました。その結果、依頼試験手数料の算定基礎となる機器の取得価格が変更されたため、受益者負担の観点から手数料を改定します。施行期日は令和6年4月1日としています。

続いて、建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律関係事務及び都市の低炭素化の促 進に関する法律関係事務は、その根拠法令等で ある建築物のエネルギー消費性能の向上に関す る法律について、再生可能エネルギー利用拡大 の取組を強化するための改正が行われ、法律の 名称がエネルギー消費性能の向上等と、等の部 分が追加されたので、条例中の文言の修正を行 うものです。施行期日は令和6年4月1日とし ています。

続いて5番目、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、いわゆる標準令の見直しなどに伴い、八つの事務を標準額に準拠した手数料額に改正します。なお、今回の標準令等の改正により、各都道府県において同一金額に改正がされる予定です。

資料19ページを御覧ください。

一つ目の消防法関係では、感染症対策や受験 者の利便性向上のため、試験や講習の回数が増 加している現状を反映させるため、手数料が増 額となるものです。

二つ目の銃刀法関係は、従来その事務を全て 都道府県警察の職員が行うことを前提として積 算されていましたが、現状を見てみると事務の 一部を指定射撃場等に委託している実態があり、 これにあわせて手数料に引き上げるものです。

三つ目の高圧ガス法関係については、一般消費用である液化石油ガス法上の許可を受けたバルクローリーについて、この同じものを高圧ガス法の基準に従って商業用に使う場合、この高圧ガス法の基準も既に基準を満たしているため、高圧ガス法許可申請に係る審査手数料を低減するものとなっています。

四つ目の液化石油ガス法関係については、貯蔵施設等の完成検査手数料に関して、高圧ガス法の検査済施設を用途変更する場合の手数料の規定について、高圧ガス法の改正に伴い認定高度保安実施者の項目を追加し、新たに手数料を設定するものです。

五つ目の自動車運転代行業関係、六つ目の警備業関係及び七つ目の探偵業関係については、アナログ規制改革の一環として、今まで紙で発行していた認定証や届出証明書が廃止されるため、関係する手数料を削除するものです。

最後に、アナログ規制改革に関連した政治資金規正法関係について、本県が準拠している政令において収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの交付手数料におけるフロッピーディスクの記載が削除されることから、同様の改正を行うものです。

なお、施行期日は令和6年4月1日としていますが、消防法関係の施行期日は令和6年5月1日、液化石油ガス法関係の施行期日は公布の日としています。その他、法政執行上の規程の整備に伴う改正等を行うものがあります。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採 決します。 なお本案について、福祉保健生活環境委員会、 商工観光労働企業委員会、土木建築委員会及び 文教警察委員会の回答は、全て原案のとおり可 決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案大分県の事務処理の特例 に関する条例の一部改正についてですが、本案 は関係する福祉保健生活環境委員会に合い議し ていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

曽根田市町村振興課長 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。 資料は20ページになります。

本条例は、地方自治法の規定に基づき県の権限に属する事務のうち、市町村が処理することとする範囲等を定めた条例で、いわゆる市町村への権限移譲の条例です。このうち今回は、上の囲みの中でアンダーラインを引いていますが、別表第2に規定する保健所関係の事務について、新たに大分市に移譲を行うものです。

- (1) の条例改正の概要としては、医療法に 基づく県の事務の一部について、権限移譲に関 する県と大分市との協議が整ったことにより、 移譲事務を追加するものです。
- (2)に改正内容を記載していますが、大分市に主たる事務所を持つ医療法人の収益等に関する報告書、具体的には収益あるいは費用、職種別人員数等の報告書の受理等に係る事務を移譲します。事務の内容については、医療法人の設置形態によって分けられており、診療所のみを開設する医療法人については、報告書の受理、それ以外の医療法人、いわゆる病院等を所管する医療法人については、報告書を受理し県に送付することとなります。
- (3) 改正理由についてですが、医療法人の 収益等に関する報告書は、令和5年8月施行の 医療法の改正によって新たに規定されたもので す。現状では県において報告書の受理を行って

いますが、情報の一元的な管理及び受付窓口の 統一化による手続きの円滑化を目的として、本 改正を行うものです。

最後の施行期日については、令和6年4月1 日としています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、 質疑などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお本案について、福祉保健生活環境委員会 の回答は、原案のとおり可決すべきとのことで す。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①と②について、一括して説明をお願いします。

山本行政企画課長 報第4号、新たな大分県行 財政改革計画案の骨子について説明します。資 料は21ページと22ページになります。

まず、21ページの新たな行財政改革計画案の概要ですが、今後見込まれる社会の変化として、少子高齢化や人口減少が急速に進むことが予想される中、官民双方の担い手不足、社会資本や公共施設の老朽化、社会保障関係費の増加、防災、減災や国土強靭化の推進等に伴う公債費の増嵩などの構造的課題に対応するため、限られた財源を有効に活用して、持続可能な行財政運営を行っていく必要があると認識しています。

また国においては現在、デジタル行財政改革に着手しており、全国でデジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域活性化を図り、社会変革を実現することとしています。そこで、ページの真ん中より下の部分になりますが、今申し上げた今後見込まれる社会の変化を踏まえ、令和6年度から10年度までの

5年間を計画期間とする、新たな行財政改革計画案では、新長期総合計画を支える行財政基盤を構築するとともに、デジタルや先端技術の力を活用し、社会変革の実現を見据えた取組を加速させていくため、項目1から項目5までの取組を柱に位置付けました。

項目1の県民目線に立ったデジタル社会の実現では、行政分野のDXに加え、医療、介護、教育、こども等の準公共分野のデジタル化を推進し、行政の効率化や高度化を図っていくとともに、その推進に必要な人材の確保や育成、環境整備を進めていきます。

項目2の連携・協働による公共サービス等の維持・向上では、市町村や産学官、NPO、地域住民など多様な主体との連携・協働の推進により、広域課題や地域課題の解決を図っていきます。

項目3の社会資本・公共施設の老朽化への対応では、長寿命化や予防保全の推進など中長期的な視点による戦略的なマネジメントを推進するとともに、施設の有効活用や民間活力の活用などを進めていきます。

項目4の社会保障関係費の増加への対応では、 医療費適正化や地域医療構想の推進により、県 民の健康増進・経済的負担の抑制と社会保障制 度の持続可能性の確保を同時に実現するととも に、意欲ある高齢者については、その就労や社 会参加を推進し、社会を支える役割も担ってい ただきたいと考えています。

最後に、項目5の職員人材の確保・育成と働き方改革の推進、安定的な財政基盤の確保では、 多様で優秀な人材の確保や高齢期職員の活用を 進めるとともに、働き方改革やオフィス改革等 の推進による生産性向上を図っていきます。また、新長期総合計画に基づき安心・元気・未来 創造の各種施策を着実に進めるため、安定的な 財政基盤の確保に努めていきたいと考えています。。

以上の内容を目次として整理したのが、次の 22ページの新たな行財政改革計画の骨子案と なります。

今回報告する骨子は、資料中の太字で記載し

たものであり、細字で記載している具体的な取組については、今後さらに検討を進めていきたいと考えていることから、今回は例示という形で示しています。これらについては、次の議会で改めて説明します。

なお、この案については民間の有識者等で構成される行財政改革推進委員会の委員の皆様からいただいた御意見も踏まえ、作成しています。 岩男税務課長 続いて、大分県税条例等の一部を改正する条例案について説明します。資料は23ページをお願いします。

1の改正理由にあるとおり、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合、当該法律中に本年4月1日から施行される規定があることから、地方自治法の規定に基づき、大分県税条例等の関係する部分について、専決処分により改正したいと考えています。

2の主な改正内容について説明します。(1) 不動産取得税に係る税率の特例措置の適用期限 延長についてですが、住宅及び土地に係る不動 産取得税の本則4%の税率を3%とする特例措 置について、その適用期限を令和9年3月31 日まで3年延長するものです。

- (2)軽油引取税に係る課税免除の特例措置 の適用期限の延長については、船舶の使用者が 当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等、特 定の事業者の対象用途に係る課税免除の特例措 置について、その適用期限を令和9年3月31 日まで3年延長するものです。なお、船舶のう ちマリンレジャー等に使われる自家用船舶、い わゆるプレジャーボートについては、今般の改 正により令和7年4月1日以降は課税免除の適 用対象から除かれることとなっています。
- (3) その他についてですが、引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

最後に3の施行期日については、令和6年4月1日としています。なお、これ以外の改正事項については、改めて第2回定例会で御審議をいただく予定としています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質

疑や意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 別に質疑もないので、これで諸般 の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

木付副委員長 資金調達の関係です。日銀の政策変更により、金利のある世界に入りました。マイナス金利からプラス金利、そしてイールドカーブ・コントロールの撤廃ということで、これから利払いが増えると思います。大分県は1%金利が上がると10億円の負担が増加するとのことですが、これから資金調達に向けてどのように取り組んでいくのか、お願いします。

高木財政課長 日銀のマイナス金利が解除されました。今後、金利のある世界が正に訪れようとしていて、今いわゆる市場公募等については国債等も含めて金利が上昇しているところです。今回、国の動きも勘案して地方債――県債の借入の設定金利を令和5年度は1.2%で設定していたものを1.9%で予算化しています。さきほど利子が増えていると言ったのは、その辺のことです。そして借入について、今後急激に延びていく、基本的に金利は長期の方がどんどん高くなっていくので、借入れも20年で借りていたものを、一旦金利の動向を見ながら10年の借換え、もしくは5年の借換え等の金利の安いところで調達をしていく工夫をしながらやりたいと思います。

あわせて借入れだけでなく、逆に預金も金利が付くことになるので、歳計現金等で、これは 今、会計課等が運用を行っています。また基金 等、すぐに使わない基金等については、できる だけ有利な金利になるように、新たに預け先を 変えたりしながら、そういう歳入確保も図りな がらしっかりと財政運営をしていきたいと思っ ています。

木付副委員長 さきほど会計管理局にも、この 運用についてはちゃんと話をしているので、裏 表ですから、しっかりと取り組んでください。 守永委員 2点ほどお尋ねします。まず一つは インボイス制度が始まって、今申告でもかなり 普段にない行列ができているなと思ったら、そ れにかかわる分だったのかなと感じているので すけど、何か県民からこのインボイス制度に絡 めて困っているとか、お尋ねとか、そういった ことで特徴的な意見が寄せられていれば、それ を伺いたいと思います。

もう一つは、いよいよ4月から県域でのパー トナーシップ宣誓制度が開始されることを聞い たわけですけど、私も去年の9月議会の一般質 問で、早期に取り組んでほしいと話しましたが、 そういう意味では県域導入というのは大変あり がたいと思っています。この導入にあたって、 これは議会、議員の立場でどこまで言っていい のか分からないところもありますが、県職員の 勤務労働環境の中で、そういった意識をきちん と準備していくのか、どういうふうに考えてい るのか伺いたいと思います。

岩男税務課長 1点目のインボイス制度につい てお答えします。インボイス制度については、 今般、正しく今回の確定申告で初めて手続が行 われたということで、私どももそういった不慣 れな点とか、不明点といったところで問合せが あるのかなと考えていたのですが、幸いと言う か、総務部の税務課に関しては、そういった問 合せは皆無でした。そういった点では、税務署 を中心に事前の周知等がうまくいったのかなと いう感覚でしかないのですけど、ほかに商工観 光労働部とかには問合せがあった可能性はある のですけど、私どもの税務課に関しては特にそ ういった目立った御意見等はありませんでした。 井下審議監兼人事課長 2点目のパートナーシ ップ宣誓制度についてです。来年度から県域導 入が開始されるということで、この宣誓制度の 趣旨としては、生活上の困りごとの解消を図っ ていくことで、誰もが自分らしく生きることが できる、そういった社会の実現を目指している と承知しています。そのために行政サービスに 加えて、県職員ということになると例えば職員 住宅とか、その他福利厚生制度についても現在 検討を行っています。手当、それから休暇制度 については、条例で規定されています。この条 例の中には、例えば婚姻以外の事実婚といった ところについても対象として、既に認められて

います。宣誓制度の広がりを受けて、ほかの地 方公共団体においては、あくまでも制度の範囲 内において、同性パートナーを事実婚と同じよ うに取り扱うという団体も増えています。九州 各県では、既に福岡県と佐賀県がパートナーシ ップ宣誓制度を導入しており、それに伴って手 当や休暇制度についても同性パートナーを事実 婚と同じようにその対象に含める取扱いを行っ ていると承知しています。こういった情勢を踏 まえて、本県においても県域導入にあわせて、 同様の対応について現在検討を行っています。

守永委員 ありがとうございます。

すみません、税務関係の職場には問合せがな かったのは、周知がされているのだろうなとい う部分がありますが、確定申告を行わなければ ならないことを知らなかったという、インボイ スの登録だけをしてそういった申告や納税がう まくできていないケースもあると思うので、そ の辺は関連する部局とも一緒に広報するようお 願いします。

それと、パートナーシップ宣誓制度について は、そのような考えだということで、ありがと うございます。また、労働組合ともきちんと話 をしていかなければならない内容だろうと思う ので、しっかりその辺は協議をしていただくよ うに対応してほしいと思うので、よろしくお願 いします。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 それでは、ほかにないので委員会 を終了するにあたり、最後に私から一言御挨拶 を申し上げます。

[小川委員長挨拶]

[若林総務部長挨拶]

小川委員長 ありがとうございました。

それでは、このたび御勇退される前田総務事 務センター所長からも一言お願いしたいと思い ます。

〔前田総務事務センター所長挨拶〕

小川委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもって総務部関係の審査を 終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

[総務部退室]

小川委員長 それでは、この際、ほかに何かご ざいませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 それでは、本日の委員会がこの委員での最後の委員会となりますので、委員会を終わるにあたって、私から一言御挨拶を申し上げます。

〔小川委員長挨拶〕

小川委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。